

在園児保護者皆様

令和5年5月18日

木の実幼稚園

5月8日以降の園生活について (2)

新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行してから10日が経過しました。5月1日のご案内では園生活の主な変更点について触れさせて頂きましたが、その後愛媛県や各自治体からもガイドラインが示されてまいりました。またこの間、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」並びに園医からの助言を賜りつつ、「園児が感染した場合」や「園児の同居家族が感染した場合」についても引き続き確認・検討してまいりました。これらにつきましては、本日(5/18)以降、以下の表に沿って対応してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い致します。

【園児が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の出席停止期間】

発症した後5日を経過し（発症日翌日から5日間出席停止）、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで（文部科学省・厚生労働省ガイドラインより抜粋）

→ 発症日翌日から5日間が経過しても、症状が治まってから1日（24時間）経過しなければ登園できません。

【園児の同居家族が感染した場合の注意点】

- ・登園可能です。
- ・家庭内感染が起りにくいよう、できうる範囲で注意する。
- ・感染が確認されていないご家族の体調に少しでも変化がある場合には、出勤・登校・登園を控え、速やかに受診する。
- ・体調に変化が無い場合でも、人混みが予想される場所や医療機関、介護施設等への出入りを控え、感染拡大の防止に努める。

【学級閉鎖等に関わる扱い】

閉鎖基準：インフルエンザ同様、クラスの3分の1程度の人数において感染・欠席が確認された場合、速やかに閉鎖します。

閉鎖期間：過去の知見に従い、最終接触日の翌日から4日間とします。

【マスク着用等についての対応】

状況	マスク着用			プール活動
	スクールバス内	屋内	屋内(唱歌等) 屋外	
通常	各自判断*1			行う
園児が感染し、出席停止が明けた後	上記の出席停止期間後の登園におきましては各自判断*1			各自判断*1
園児の同居家族が感染した場合	念の為、感染した家族の「発症した後5日を経過し(発症日翌日から5日間出席停止)、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」は、着用をお願いします。*2		各自判断*2	念の為、感染した家族の「発症した後5日を経過し(発症日翌日から5日間出席停止)、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」は、控えます。

*1 連絡帳等にて保護者より着用するよう依頼を頂きました場合は着用させますが、熱中症等の健康管理上(本人から息苦しさ等の発信があった場合や具合が悪そうな場合、或いはその恐れがある場合)、園の判断で外させていただきます。また、判断材料として厚生労働省発出の「お子様が新型コロナウイルスに感染した時のポイント」をご参照下さい。

*2 但し、熱中症等の健康管理上(本人から息苦しさ等の発信があった場合や具合が悪そうな場合、或いはその恐れがある場合)、園の判断で外させていただきます。また、判断材料として厚生労働省発出の「家族が新型コロナウイルスに感染した時のポイント」をご参照下さい。

【個人情報の扱い等について】

令和5年5月7日(日)までは、新型コロナウイルス感染症において「個人が特定されかねない情報」に対して厳しい制限がかけられておりましたが、同年5月8日(月)以降は「医療機関における診察の効率化」および「感染状況を在園児・在校生保護者と共有することによる注意喚起」を優先し、感染状況に関わる情報を適時(クラスに2名以上の感染が確認された場合等)配信してまいります。その為にも、園生活・学校生活を共にしている園児や保護者に対する詮索や差別的言動はくれぐれもお控え頂くよう、改めてお願い申し上げます。